

鳴門市地震津波対策推進計画

(平成29年度以降の取り組み内容)

鳴 門 市

目次

○鳴門市地震津波対策推進計画（平成29年度以降の取り組み内容）		
1. 各施策・事業の取り組み状況		1 P
○具体的取り組み事項実施内容		
重 点 項 目	分 野 別 項 目	掲 載 頁
1. 災害に備える	(1)防災意識を醸成する	3 P
	(2)自らが備える	5 P
	(3)地域で備える	7 P
	(4)学校等で備える	8 P
	(5)事業所・施設等で備える	10 P
	(6)広域で備える	11 P
	(7)公共施設・災害関連施設を整備する	12 P
	(8)行政の災害対策体制を整備する	15 P
	(9)災害対策物資等を整備する	18 P
2. 災害情報等を集め知らせる	(1)災害情報等を迅速に集める	19 P
	(2)災害情報等を迅速・確実に知らせる	20 P
3. 被災者を守る	(1)避難所等を開設する	23 P
	(2)被災者等を避難誘導する	25 P
	(3)被災者を救助・収容する	27 P
	(4)被災者の救急医療を行う	29 P
	(5)緊急輸送体制を確保する	30 P
4. 被災者の生活を支援する	(1)避難所を運営・管理する	31 P
	(2)ライフライン等を確保する	32 P
	(3)生活環境を整備する	34 P
	(4)生活再建を支援する	35 P
	(5)教育環境等を整備する	37 P

○鳴門市地震津波対策推進計画（平成29年度以降の取り組み内容）

本市では、平成23年度から32年度の10年間を計画期間とした、「鳴門市地震津波対策推進計画」を策定し、計画の理念である「人命を守ること」を最優先にした「震災に負けないまちづくり」をめざし、計画に掲げた各施策・事業を推進しています。

1. 各施策・事業の取り組み状況

項目区分	平成28年度		平成29年度				
	計画の事項数	廃止（完了）	新規	修正	継続	変更なし	計画の事項数
1. 災害に備える	42	1	6	14	0	27	47
（1）防災意識を醸成する	5	0	1	1	0	4	6
（2）自らが備える	3	0	2	2	0	1	5
（3）地域で備える	3	0	0	1	0	2	3
（4）学校等で備える	6	0	0	1	0	5	6
（5）事業所・施設等で備える	3	0	0	1	0	2	3
（6）広域で備える	2	0	0	0	0	2	2
（7）公共施設・災害関連施設を整備する	9	1	1	5	0	3	9
（8）行政の災害対策体制を整備する	10	0	2	2	0	8	12
（9）災害対策物資等を整備する	1	0	0	1	0	0	1
2. 災害情報等を集め知らせる	11	0	0	3	0	8	11
（1）災害情報等を迅速に集める	2	0	0	0	0	2	2
（2）災害情報等を迅速・確実に知らせる	9	0	0	3	0	6	9
3. 被災者を守る	18	3	4	2	3	10	19
（1）避難所等を開設する	4	1	2	0	1	2	5
（2）被災者等を避難誘導する	6	1	0	0	0	5	5
（3）被災者を救助・収容する	3	0	0	0	1	2	3
（4）被災者の救急医療を行う	3	0	1	1	1	1	4
（5）緊急輸送体制を確保する	2	1	1	1	0	0	2
4. 被災者の生活を支援する	18	3	1	8	4	3	16
（1）避難所を運営・管理する	2	1	0	1	0	0	1
（2）ライフライン等を確保する	5	0	0	4	0	1	5
（3）生活環境を整備する	4	1	1	0	3	0	4
（4）生活再建を支援する	5	1	0	1	1	2	4
（5）教育環境等を整備する	2	0	0	2	0	0	2
合 計	89	7	11	27	7	48	93

項目数は再掲を除く

「見直し区分」・「重要」・「緊急」・「時期」欄の区分は、次のとおりとする。

○「見直し区分」

- 新規 → 平成29年度以降に新規事業として取り組むもの
- 修正 → 現行取り組み内容の修正や担当課の追加等をしたもの
- 継続 → 現行取り組み内容の実施期間を延長したもの
- 変更なし → 現行取り組み内容を変更しないもの（軽微な字句の修正含む）

○「重要」 重要度による分類

- A→極めて重要なもの
(多数の人を対象として、防災意識・危機意識を高揚するもの、災害情報等を提供できるもの、災害から守る施設等の整備をするもの、生活を支援できるものなど、市の防災対策上特に重要な体制整備を行うもの)
- B→重要なもの
(「A」より対象となる人数が少ないものや、重要な防災対策上の体制整備を行うもの)
- C→実施が望ましいもの
(「A」「B」と判断ができないものですが、実施することが望ましいもの)

○「緊急」 緊急度による分類

- A→直ちに実施するべきもの
(現時点から直ちに実施しなければならないもの)
- B→できるだけ早く実施すべきもの
(「直ちに実施しなければならないもの」ではないが、早期に実施しなければ後で重大な影響があるもの)
- C→他の取り組み終了後に実施するべきもの
(「A」「B」終了後に取り組むべきもの)

○「時期」 着手時期による分類

- A→すぐ取り組むことができるもの
(上位計画・想定条件等の反映、関係団体・機関・財源などの調整が必要なく、すぐに取り組むことができるもの)
- B→想定条件見直し・調整後に取り組むことができるもの
(国や県等の想定条件等の見直し、関係団体・機関・財源などの調整後に取り組むことができるもの)
- C→国・県の計画見直し後に取り組むことができるもの
(国や県の計画など上位計画の見直し後に取り組むことができるもの)

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等	
事項No.	取り組み事項名							
(1) 防災意識を醸成する								
①	ため池ハザードマップの作成と配布						<p>ため池がはん濫した場合の危険性及び浸水被害の地域を示した「ため池ハザードマップ」を作成し、住民に周知することにより、災害時の迅速な避難行動を促すとともに、防災意識の醸成を図ります。</p>	<p>平成28年度に13箇所のため池を対象に「ため池ハザードマップ」を作成したが、今後は色覚の個人差を問わない見やすいデザインに変更し、関係地域へ配布するため、取り組み内容を変更せず実施することとした。</p>
担当	危機管理課・農林水産課							
実施期間	平成27年度～平成29年度	見直し区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	A			
②	広報なると・テレビ広報等による啓発						<p>「広報なると」への「防災・災害対策への取り組み」等の連載やテレビ広報で災害に関する意識の高揚を図る番組の放送のほか、庁内設置液晶モニターの活用により、災害関連情報や災害への正しい対応を継続して掲示・放送するなど、市民等への啓発を行います。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。</p>
担当	危機管理課・秘書広報課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	A			
③	防災訓練の実施						<p>市民、事業者、教育機関、福祉施設、関係機関、団体等が全市の規模で参加する総合防災訓練や、様々な想定のもとで地区の実情に合わせた方法で防災訓練を実施し、災害への対応能力や防災に対する意識の向上を図ります。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。</p>
担当	危機管理課・予防課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	A			
④	出前市長室・出前講座・地域出前防災教室の開催						<p>市民や事業所等に、防災に関する情報や市が定める計画、災害時の正しい対応等の説明や質疑応答を行うことにより、今後の防災計画等への意見の反映、市民等の危機意識・防災意識の高揚による「自助・公助・共助・近助(所)」への取り組みを推進するため、出前市長室や出前講座を開催します。 また、各地域の実情に即した災害への対応や市が進めている防災対策について説明し、市民と意見交換を行う「地域出前防災教室」を開催します。</p>	<p>啓発活動の充実のため、各地域の実情に即した災害への対応や市が進めている防災対策について説明し、市民と意見交換を行う地域出前防災教室を実施するよう、取り組み内容を修正し、実施することとした。 また、出前市長室や出前講座については、毎年継続的に実施する必要があることから、引き続き実施することとした。</p>
担当	危機管理課・市民協働推進課・生涯学習人権課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	修正					
重要	B	緊急	A	時期	A			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）		前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑤	中央構造線・活断層地震に係る被害想定等の啓発				徳島県が、中央構造線・活断層地震に係る震度分布図や被害想定等を公表したことを受け、被害想定や活断層地震対策について、市内の自主防災会組織と連携して啓発を行うほか、出前講座、地域の防災訓練等を通して、市民の方に周知を行います。		徳島県が、中央構造線・活断層地震に係る震度分布図や被害想定等を公表したことから、新たに実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成29年度～ （継続事業）	見直し 区分	新規				
重要	A	緊急	A	時期			
⑥	避難所及び緊急避難場所への表示板の設置				避難所及び地震・津波等の災害種別ごとに指定する緊急避難場所を市民の方々に日常から認識していただき、災害時に適切に避難が行えるよう、国が示した統一標識のガイドラインに基づき、避難所等に表示板を設置します。		平成28年度中に、避難所や緊急避難場所に設置している既存の表示板の設置状況や他市町村の取組状況の調査を開始したが、新たに表示板を設置するには至っていないため、計画を変更せずに引き続き実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等	
事項No.								
(2) 自らが備える								
①	木造住宅耐震診断・改修支援等の推進						<p>鳴門市耐震改修促進計画に基づき、平成32年度までに、住宅の耐震化率100%を目指し、死傷者の発生を未然に防ぐため、木造住宅の耐震診断や耐震改修等が必要と判断された住宅へ費用の一部を助成することで耐震化を推進します。</p> <p>また、木造住宅に耐震シェルターを設置する工事を行う場合の工事費の一部の助成を行う耐震シェルター設置支援事業の推進を行います。</p>	<p>平成28年度より実施している耐震シェルター設置支援事業を引き続き実施するよう、取り組み内容を修正し、実施することとした。</p>
担当	まちづくり課							
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	修正					
重要	B	緊急	A	時期	A			
②	家具転倒防止器具の設置促進						<p>震災時における家具の転倒による事故を未然に防ぐため、要援護者等の家庭を対象とする家具転倒防止事業を実施するとともに、自主防災会への事業の継承を推進します。また、その他の家庭へも啓発を行うなど家具転倒防止器具の設置を促進します。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課							
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし					
重要	B	緊急	A	時期	A			
③	災害時備蓄食糧等の備蓄啓発						<p>「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、大規模な災害が発生した場合、公的な支援が届くまで約3日かかるといわれていることから、各家庭においても平常時から飲料水や食糧など避難生活に必要な物資3日分の備蓄に努めるよう、啓発を行います。</p> <p>また、「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき、携帯トイレや簡易トイレの備蓄など、市民自らによるトイレ対策の推進を図るよう、啓発を行います。</p>	<p>平成28年度に徳島県が策定した「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき、携帯トイレや簡易トイレの備蓄など、市民自らによるトイレ対策の推進を図るよう啓発を行うため、取り組み内容の変更を行うこととした。</p> <p>また、食糧等の備蓄啓発については内容を変更せずに引き続き実施することとした。</p>
担当	危機管理課							
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	修正					
重要	B	緊急	A	時期	A			
④	防災訓練の実施						再掲（1－（1）－③）・3ページに掲載	

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）		前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑤	災害時のペット対策に関する啓発				災害時にペットがともに安全に避難できるように、災害時を想定したしつけと健康管理、ペットと一緒に避難する同行避難、ペット用の避難用品と備蓄品の確保など、日頃からの心構えと備えについて啓発を行います。		「平成28年熊本地震」においても、多くのペットが被災し、ペットの受け入れを断る避難所もあったことから、災害時におけるペットの安全と健康を守り、ペットの避難所への同行避難の理解を深めるため、災害時のペット対策に関する啓発を新たに実施することとした。
担当	危機管理課・環境政策課						
実施期間	平成29年度～ （継続事業）	見直し 区分	新規				
重要	B	緊急	A	時期			
⑥	車中泊避難者への啓発				大規模災害時には、指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所が発生することが想定されるが、車中泊避難者に関しては狭いスペースで長時間同じ姿勢で過ごすため、エコノミークラス症候群を発症する可能性があるため、平常時からエコノミークラス症候群に対する注意喚起や予防法等について啓発を行います。		「平成28年熊本地震」においても、車中泊避難者のうち、エコノミークラス症候群を発症した事例があったことから、車中泊避難者への啓発を新たに実施することとした。
担当	危機管理課・健康増進課						
実施期間	平成29年度～ （継続事業）	見直し 区分	新規				
重要	B	緊急	A	時期			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
(3) 地域で備える							
①	自主防災会の活動活性化の促進					地域における防災力の強化を図るために、自主防災会への活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の自主防災活動への参加促進等、より一層の活動活性化に向けた取り組みを推進します。 また、自主防災会と企業が連携した地域ぐるみの防災活動の推進に取り組みます。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	避難行動要支援者の避難支援体制の整備					自力や家族の支援だけでは避難が困難となる高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への支援を行うため、「災害時要援護者避難支援登録制度」を活用し、自主防災会・民生委員との連携・協力により避難行動要支援者の避難支援体制を整備します。 また、地域において避難行動要支援者の個別支援計画を活用した防災訓練が実施できるよう自主防災会等と連携強化に取り組みます。	「災害時要援護者」という記載を「避難行動要支援者」に修正し、実施することとした。
担当	長寿介護課・社会福祉課・健康増進課・危機管理課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	防災訓練の実施					再掲（1－（1）－③）・3ページに掲載	
④	防災資機材の整備					地域において、自主的かつ主体的な防災活動を行う自主防災会の活動を支援し、地域の防災機能の向上を図るため、防災資機材に対する助成を行い整備を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
(4) 学校等で備える							
①	学校等の危機管理体制の整備					<p>「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、本市の幼児・児童・生徒及び職員の災害発生時の安全確保と一時避難に必要な災害対応備品等を整備するとともに、学校の防災教育及び防災管理・組織活動の充実と推進を図ります。保育所については既に策定している危機管理マニュアルを継続的に見直すなど危機管理体制の整備を図ります。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課						
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	学校等での避難訓練の実施					<p>年間計画を立て、全市的な総合防災訓練をはじめ、定期的に保護者や自主防災会、自治振興会、消防分団など関係機関と連携した避難訓練を実施することにより、危険箇所や問題点の確認と改善に向けた対策の検討を共に行い、幼児・児童・生徒・教職員の危機意識の醸成と迅速かつ円滑な避難行動ができるようにします。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課						
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	防災教育の実施					<p>幼児・児童・生徒自らが自分の安全を守るための実践的防災対応能力の養成と、災害時にお互いに助け合うための防災ボランティア意識の向上を図るため、様々な学習や避難訓練を通じて、日頃からの心構えや災害時に取るべき行動を身につけ、災害時に迅速で適切な行動がとれるように、防災教育を継続的に実施します。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課						
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
④	学校施設等の耐震化等推進					<p>安全で安心できる教育環境等を整備するため、耐震化優先度調査や耐震診断結果を踏まえ、幼稚園・小中学校では年次計画に基づき、耐震補強設計や耐震整備工事を行うなど耐震化を推進するとともに、その他の施設については順次耐震化を推進します。また、新たな施設の建設を行う場合等は、活断層の状況を踏まえた施設の配置を検討します。</p>	<p>引き続き学校施設等の耐震化を推進するとともに、徳島県が、中央構造線・活断層地震に係る震度分布図や被害想定等を公表したことから、新たな施設の建設を行う場合等は、活断層の状況を踏まえた施設の配置を検討することとした。</p>
担当	教育総務課・子どもいきいき課						
実施期間	(学校)H23～H31年度 (保育所)H23～協議継続	見直し 区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.		取り組み事項名					平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.								
⑤	保護者との連絡体制の整備					災害時における幼児・児童・生徒の安全の確認、通信手段が断絶した場合の情報伝達に関する方法等の連絡マニュアルの策定と周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などの連絡が迅速かつ確実にできるように体制整備を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。	
担当	学校教育課・子どもいきいき課							
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし					
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑥	自主防災会等との連携					学校等の防災対策を行う上で、地域ぐるみで幼児・児童・生徒を守る取り組みが求められており、また、「学校は地域の防災拠点」でもあることから、幼児・児童・生徒の安全の確保と防災拠点とするため、地域の自主防災会等との連携を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。	
担当	学校教育課・子どもいきいき課・危機管理課							
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし					
重要	B	緊急	A	時期	A			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等	
事項No.	取り組み事項名							
(5) 事業所・施設等で備える								
①	防災意識の啓発						<p>地震・津波等の災害への備えとして、施設等の耐震化、危機管理マニュアルの策定、様々な想定に基づく避難訓練の実施、事業継続計画（BCP）の策定などが求められるため、広報や研修会等を通じて、各事業所・施設等へ啓発を行います。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。</p>
担当	危機管理課・商工政策課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	A			
②	自主防災会等との連携啓発						<p>高齢者・子ども・障がい者等の要配慮者がいる事業所・施設は、災害時に自主防災会等をはじめ地域住民による支援が必要となることから、いざという時に円滑な避難活動等が行えるように平常時から連携の啓発を行います。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。</p>
担当	長寿介護課・社会福祉課・子どもいきいき課・危機管理課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし					
重要	B	緊急	A	時期	A			
③	帰宅困難者への対応啓発						<p>事業所や施設等で帰宅困難者が発生した際の対応について、事前に安全な避難・収容施設の確保や誘導方法等の検討、備蓄品の準備のほか、災害への備えが必要であることの周知の重要性など、鳴門商工会議所及び大麻町商工会と連携を図り、市内の事業所に防災に関する広報物を配布し、啓発を行います。</p>	<p>啓発活動の充実のため、平成28年度から実施している市内事業所への広報物の配布を引き続き実施するよう、取り組み内容を変更し実施することとした。</p>
担当	危機管理課・社会福祉課・子どもいきいき課・商工政策課・観光振興課・ポートレース事業課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	修正					
重要	B	緊急	B	時期	A			
④	防災訓練の実施						再掲（1-（1）-③）・3ページに掲載	

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
(6) 広域で備える							
①	災害時における広域連携体制の構築					大規模な災害が発生した場合、近隣市町村も同時被災している場合は被災していない自治体等からの支援を得る必要があることから、新たな相互応援協定の締結やこれまで相互応援協定を締結した自治体等と平常時から情報交換等を行い連携を強化するなど、広域連携体制を構築します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成25年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A		
②	災害ボランティアセンターの体制整備					被災時には、広域的なボランティアによる支援が大きな力となることから、災害時に迅速な対応ができるよう、市社会福祉協議会において「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づく訓練や災害ボランティア入門講座などが実施できるよう連携支援します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	市民協働推進課・社会福祉課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等	
事項No.								
(7) 公共施設・災害関連施設を整備する								
①	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備						<p>緊急地震速報や避難勧告等の災害情報を、屋外拡声スピーカにより市内一円に伝達できるよう防災行政無線を整備した。この整備にあわせ、聴覚障がい者宅や公共施設等に、屋内でも放送内容を確認することができる戸別受信機（文字表示付きを含む）を設置したが、今後も聴覚障がい者宅への無償貸与の周知を図るとともに、要配慮者施設等についても配備を検討します。</p>	<p>聴覚障がい者への貸与に関して要件緩和を行い、対象者全員に貸与制度に関する案内を行ったが、今後も引き続き貸与を推進するため、実施期間を平成30年度に延長し、実施することとした。 また、担当課に「社会福祉課」を新たに加えることとした。</p>
担当	危機管理課・社会福祉課							
実施期間	平成29年度～平成30年度	見直し区分	修正					
重要	B	緊急	A	時期	A			
②	避難路・避難場所の見直しと整備						<p>地域住民と共に協議を行い、安全な避難路を確保するとともに、新たに避難場所を指定・整備するなど、災害時に避難者が安全・迅速に避難できるようにします。</p>	<p>今後も避難場所を指定・整備する必要があることから、実施期間を修正し、「平成23年度～（継続事業）」とした。</p>
担当	危機管理課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	修正					
重要	A	緊急	A	時期	B			
③	津波避難ビルの確保						<p>避難対象地域内において、より多くの避難場所を確保することが安全・迅速な避難に必要であることから、既存のビルの立地状況や構造を確認したうえで所有者等と協定を結ぶことにより、避難場所となる津波避難ビルを確保します。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。</p>
担当	危機管理課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	A			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）		前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
④	避難所及び緊急避難場所への表示板の設置				再掲（1－（1）－⑥）・4ページに掲載		
⑤	避難所耐震化等の推進				<p>被災時に、市民等が避難する小中学校等の体育館や集会所等の避難所は十分な耐震性が必要であることから、各施設の維持管理や今後のあり方等について方向性を示す「鳴門市公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」を策定する中で、耐震化を進めます。また、天井板や照明器具等の非構造部材についても耐震化を進めます。</p> <p>なお、新たな施設の建設を行う場合等は、活断層の状況を踏まえた施設の配置を検討します。</p>		<p>平成29年3月に策定した、「公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」を策定する中で、避難所の耐震化等を進めるとともに、「平成28年熊本地震」においても、天井板や内壁が落下するなど、避難所として使用できない施設があったため、この教訓を生かし、非構造部材の耐震化についても実施するよう取り組み内容を変更し、実施することとした。また、新たな施設の建設を行う場合等は、活断層の状況を踏まえた施設の配置を検討することとした。</p>
担当	施設保有課全課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期			
⑥	学校施設等の耐震化等推進				再掲（1－（4）－④）・8ページに掲載		
⑦	道路橋梁耐震化等の推進				<p>被災時に広域避難場所等への避難路となる主要な道路、また、その道路に架かる橋梁については、国の補助金を活用しながら計画的な耐震化を行うなど安全性の確保に努め、緊急時の避難路や輸送路の確保に努めます。</p>		<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	土木課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名					平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑧	水道施設耐震化の推進					<p>既に着手している基幹管路の耐震化、老朽管路の布設替については継続して実施します。</p> <p>また、浄水場を除く水道施設については、新たに「鳴門市送配水施設耐震化計画」を策定し、施設の重要度や優先度を考慮したうえで、計画的に耐震化を実施し、浄水場については、「鳴門市・北島町浄水場共同化協議会」において、共同浄水場の建設及び維持管理に必要な事項の検討・協議を進めるなど、耐震性を有する浄水場を整備します。</p>	<p>浄水場を除く水道施設の耐震化計画を「鳴門市送配水施設耐震化計画」として策定し、この計画に基づき耐震化を推進することとした。</p> <p>また、浄水場については、北島町と共同浄水場を整備することとした。</p>
担当	水道企画課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑨	市有施設耐震化等の推進					<p>各施設の維持管理や今後のあり方等について方向性を示す「鳴門市公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」を策定する中で、市有施設の耐震化を進めます。</p> <p>また、新たな施設の建設を行う場合等は、活断層の状況を踏まえた施設の配置を検討します。</p>	<p>平成29年3月に策定した、各施設の維持管理や今後のあり方等について方向性を示す「公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」を策定する中で、市有施設の耐震化等を進めるよう、取り組み内容を変更し、実施することとした。また、新たな施設の建設を行う場合等は、活断層の状況を踏まえた施設の配置を検討することとした。</p>
担当	施設保有課全課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A		
⑩	本庁舎の整備					<p>災害応急対策業務や市民の生活再建支援など、災害対応において中心的な役割を担う本庁舎について、早期の整備に向けた検討を行うとともに、施設の利便性向上等の観点から、周辺庁舎等との集約についても検討を行います。</p>	<p>「平成28年熊本地震」においても、庁舎が損壊し災害対応業務等を十分に実施することができなかった自治体があったことから、この教訓を生かし、本庁舎の整備を新たに実施することとした。</p>
担当	総務課						
実施期間	平成29年度～ （継続事業）	見直し 区分	新規				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑪	水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備					<p>津波災害発生時等において、重要な役割を担うことになる水門や樋門、ポンプ場、都市下水路については、有効に稼働し人命や財産を守ることができる施設の性能を確保するため、計画的に整備を行います。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。</p>
担当	土木課・農林水産課・下水道課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	B		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
(8) 行政の災害対策体制を整備する							
①	市災害対策本部支部長等の危機管理意識の醸成						<p>災害時に、市災害対策本部の13支部の責任者として災害応急対策の円滑な処理にあたることとなる職員を対象に、市で発生が予想される災害に備えて支部長会等の研修会を行い、職員の危機管理意識の醸成と災害対応能力の向上を図ります。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成27年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A		
②	市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底						<p>災害時に、市災害対策本部において災害対策や復旧作業を行うことになる職員に、先進的取組事例に関する講演会などの災害教育研修を行い、危機管理意識の醸成と役割認識の徹底を図ります。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課・人事課						
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	初動体制等の強化						<p>地震が発生した場合または徳島県に津波警報が発令された場合に、迅速かつ的確な対応を図るため、緊急初動体制要員の指名及び配備、業務内容や非常体制への移行措置に関する対応をまとめたマニュアルに基づき、参集訓練や研修会等を実施し、発災直後の職員の災害対応力の向上に取り組みます。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成27年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期	A		
④	円滑な支部の設置・運営の確保						<p>市災害対策本部に定める支部の設置・運営マニュアルの見直しを適切に行うなど、支部の設置・運営が迅速かつ円滑に行うことができるよう取り組みます。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成25年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）		前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑤	市職員・市消防職員の安全確保に関する行動指針の策定				市職員や市消防職員は、災害時の情報収集や避難誘導、救助・消火活動等において危険が伴うことも少なくないため、安全確保に関する行動指針を策定します。		消防団員における安全確保のための行動指針や情報伝達手段の整備が完了したことを受け、事業名を「市災害対策本部職員・消防職員・消防団員の安全確保」から「市職員・市消防職員の安全確保に関する行動指針の策定」に見直し、実施することとした。
担当	危機管理課・予防課・消防署						
実施期間	平成23年度～平成30年度	進捗状況	修正				
重要	A	緊急	A	時期			
⑥	行政情報の災害対策の推進				庁舎等が被災することにより、住民記録等の行政サービスを提供するために必要となる行政情報・データを喪失することがないように、保管場所や管理方法等の見直しなど、行政情報の災害対策を推進します。		これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	総務課・情報化推進室						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期			
⑦	ダウンリカバリーサーバ構築事業				庁舎の被災等により、基幹業務システム等のサーバやネットワーク機器等に甚大な被害が発生する場合を想定し、耐震性を備えた建物内に、ダウンリカバリーサーバをウォームスタンバイ状態で構築することにより、発災後の迅速な被災者支援や住民サービスの継続に努めます。		庁舎の被災により、基幹業務システム等のサーバやネットワーク機器に甚大な被害が発生した場合、罹災証明書の発行などの被災者支援や、鳴門市業務継続計画（BCP）に記載する継続の必要性の高い通常業務等の遂行に支障をきたす恐れがあることから、ダウンリカバリーサーバ構築事業を新たに実施することとした。
担当	情報化推進室						
実施期間	平成29年度	見直し区分	新規				
重要	A	緊急	A	時期			
⑧	応援体制・協力関係の構築				災害時に物資・食糧・重機等の機材の確保、民間賃貸住宅等を活用した住宅や入浴施設の提供、救援・治療等に関して、応援や協力を得ることができる事業者等との連携の強化や協定を締結するなどにより、被災時の応援体制・協力体制の構築を図ります。		これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・まちづくり課・商工政策課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名					平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑨	受援計画の策定					<p>大規模災害時には、被災自治体単独で膨大な量の災害応急対策業務を行うことは困難であることから、全国の自治体や関係機関からの人的支援・物的支援を最大限に活用する受援体制を予め整備することが重要であり、平成29年3月に内閣府が示した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を参考に、徳島県や関係機関と協議を行い、受援計画の策定を行います。</p>	<p>「平成28年熊本地震」においても、多くの自治体で全国の自治体や関係機関からの人的・物的支援を受け入れる体制が未整備であったため、各種支援を十分生かし切れなかったことから、受援計画の策定を新たに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成29年度～平成30年度	見直し区分	新規				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑩	各事態への対応マニュアルの整備と周知徹底					<p>災害発生時には、早期の情報収集や分析、迅速で的確な初動対応が求められることから、大規模な火災、化学物質等による汚染の発生への対応など、想定される事態を抽出し、優先的に取り組むべき事態から対応マニュアルを策定し、関係者への周知を図ります。</p>	<p>マニュアルの策定作業を進めているものの、策定まで至っていないことから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期	B		
⑪	災害時における再任用職員の活用					<p>大規模災害が発生した場合、多数の災害対応要員が必要となることから、再任用職員も災害対応要員となる旨を記載した職員募集要項により職員募集を行い、採用した職員の支部員への配置を検討するなど、災害時に再任用職員を活用できるよう体制の整備を図ります。</p>	<p>災害時に再任用職員を活用できるよう体制の整備を図るため、再任用職員も災害対応要員となる旨を記載した職員募集要項により職員募集を行うなど、取り組み内容を変更し、実施することとした。</p>
担当	人事課・危機管理課						
実施期間	平成25年度～（継続事業）	見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑫	空き家対策の推進					<p>利用予定がなく、長期不在となっている空き家は、管理不全により防犯、環境、景観の面だけでなく、建物の倒壊や屋根・外壁の落下等防災面においても悪影響を与えるなど様々な問題を抱えていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画の策定や、特定空家等の措置対応等を行います。また、老朽危険空き家除却支援事業の実施により、災害等により倒壊する恐れのある老朽化して危険な空き家の除却を促進します。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	まちづくり課						
実施期間	平成25年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
(9) 災害対策物資等を整備する							
①	防災備蓄の推進					<p>「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき整備した食糧・飲料水・生活必需品の物資に加え、アレルギー対応の食糧や避難所運営に必要な資機材等についても、避難者への配布を即時対応できるよう、避難所への分散型備蓄を推進します。</p>	<p>「平成28年熊本地震」においても、避難者に円滑に物資が行き渡らなかったことを教訓に、これまで整備してきた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に掲げる物資や資機材等について、災害時に避難者への即時配布を行うため、避難所への分散型備蓄を推進するよう、取り組み内容を修正することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	災害時備蓄食糧等の備蓄啓発					再掲（1－（2）－③）・5ページに掲載	
③	防災資機材の整備					再掲（1－（3）－④）・7ページに掲載	

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

2. 災害情報等を集め知らせる							
項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(1) 災害情報等を迅速に集める							
①	市災害対策本部内の情報処理体制の整備						<p>市災害対策本部内の情報処理マニュアルの見直しを適切に行うなど、災害情報を迅速・確実に収集・整理し、連絡・報告ができる体制を整えます。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成25年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備						再掲（1－（7）－①）・12ページに掲載
③	気象庁からの災害情報の活用						<p>気象庁から伝達される地震・津波情報を、早期に市関係部局全体に伝え、災害対策を行う全ての職員に周知し、適切な対応が迅速に実施できるように活用を図ります。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A		
④	保護者との連絡体制の整備						再掲（1－（4）－⑤）・9ページに掲載

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

2. 災害情報等を集め知らせる							
項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(2) 災害情報等を迅速・確実に知らせる							
①	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					各種情報伝達手段の効果的な活用についての検討や災害情報広報マニュアルの見直しなどにより、災害内容や避難勧告等の情報が迅速・確実に住民等に伝えることができるよう取り組みます。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・秘書広報課・情報化推進室						
実施期間	平成25年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備					再掲（1－（7）－①）・12ページに掲載	
③	防災行政無線メール等の登録促進と活用					デジタル防災行政無線から放送される避難勧告等の緊急情報を確認することができるメールサービスと自動電話応答サービスについて、市内の携帯電話会社と連携し、店頭の本サービスの周知に関するチラシを設置するなど、登録促進に努め、確実な伝達手段として活用します。	本サービスの登録促進のため、平成28年度から実施している市内の携帯電話会社の店頭への本サービスの周知に関するチラシの設置について、引き続き実施するよう、取り組み内容を変更し実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成27年度～ （継続事業）	見直し 区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
④	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					一人でも多くの市民等に、災害情報や避難勧告等、また、様々な支援情報を伝達するため、市公式ウェブサイトや市公式twitter、テレビ鳴門のデータ放送を活用します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・秘書広報課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑤	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用					無料で緊急情報等を電子メールで携帯電話やパソコンへ配信する「鳴門市メール配信サービス」について、市内の携帯電話会社と連携し、店頭の本サービスの周知に関するチラシを設置するなど、登録を促進し、災害情報等の伝達に活用します。	本サービスの登録促進のため、平成28年度から実施している市内の携帯電話会社の店頭への本サービスの周知に関するチラシの設置について、引き続き実施するよう、取り組み内容を変更し実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成27年度～ （継続事業）	見直し 区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

2. 災害情報等を集め知らせる

項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
⑥	「鳴門市しらせ隊」の登録促進と活用					緊急情報等を、市職員をはじめ保育所、幼稚園・学校、防災関係者へ伝達するため、鳴門市からの情報伝達が無料で可能となる「鳴門市しらせ隊」への登録を呼びかけ、災害時の情報伝達に活用します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑦	携帯電話緊急速報メールの活用					市からの災害情報等を市内にある対応機種携帯電話に一齐配信する緊急速報メールについて、定期的に配信手順の確認や配信訓練を実施し、災害時の情報伝達に活用します。	災害時に迅速に緊急速報メールの配信を行うため、平常時から配信手順の確認や配信訓練の実施を行うよう、取り組み内容を変更することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑧	「すだちくんメール」の登録促進と活用					徳島県が整備する「すだちくんメール」は、気象警報、津波警報、地震情報等の配信や安否確認サービスの提供等があることから登録を呼びかけ、災害時の情報伝達・救援・支援情報に活用します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

2. 災害情報等を集め知らせる								
項目No.		取り組み事項名					平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.								
⑨	保護者との連絡体制の整備						再掲（1－（4）－⑤）・9ページに掲載	
⑩	庁内放送の活用							
担当	危機管理課						災害情報の伝達や災害対策本部の設置など、全庁的に周知徹底が必要な事項については、庁内放送を活用し災害対応に従事する全職員に通知するとともに、来庁者に対しても災害情報の提供を行います。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし					
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑪	地方放送局との連携							
担当	危機管理課						被災時においては、電話の不通により、救援・支援情報が入手できなくなる場合があるため、鳴門市の救援・支援情報の放送に関する協定を地方放送局と締結するなど連携して情報伝達を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし					
重要	B	緊急	A	時期	A			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る								
項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等	
事項No.	取り組み事項名							
(1) 避難所等を開設する								
①	地域住民が主体となった避難所運営体制の整備						<p>平成28年度に作成した「鳴門市避難所運営マニュアル」を、自主防災会、施設管理者、支部長等に説明を行い、地域住民による自主的な運営を基本とする避難所運営への理解の促進に努め、地域住民が主体となった避難所運営体制の整備を図ります。</p>	<p>「平成28年熊本地震」においても、避難所運営体制の事前の整備が不十分であった自治体において、避難所運営が十分機能しなかったことから、この教訓を生かし、地域住民が主体となる避難所運営体制の整備を新たに実施することとした。</p>
担当	危機管理課							
実施期間	平成29年度～平成30年度	見直し区分	新規					
重要	A	緊急	A	時期	A			
②	学校の避難所運営体制の整備						<p>大規模災害時に学校が避難所となる場合を想定し、事前に自主防災会と教職員の役割分担等を決めた避難所運営支援計画を学校ごとに策定することで、迅速な避難所開設や円滑な避難者の受け入れなど、学校の避難所運営支援体制の整備を図ります。</p>	<p>「平成28年熊本地震」においても、避難所運営の役割分担を予め決めていなかった自治体の避難所運営が円滑に行われなかったことから、この教訓を生かし、自主防災会と教職員が連携し、事前の避難所の利用計画である避難所運営支援計画を作成するなど、学校の避難所運営体制の整備を新たに実施することとした。</p>
担当	学校教育課・危機管理課							
実施期間	平成29年度～平成30年度	見直し区分	新規					
重要	A	緊急	A	時期	A			
③	円滑な支部の設置・運営の確保						再掲（1-（8）-④）・15ページに掲載	
④	福祉避難所施設の設置						<p>要配慮者は、生活スペースの確保や救援物資の受け取りなどが困難であるため、これらのケアが可能となる福祉避難所の設置に努め、災害時に円滑な支援が行えるようにします。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	長寿介護課・社会福祉課							
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし					
重要	B	緊急	A	時期	A			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る								
項目No.		取り組み事項名					平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.								
⑤	福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定						福祉避難所における要配慮者への支援が円滑に行われるよう福祉避難所の開設基準や手順、人員配置や役割分担、運営手法等を定めた福祉避難所施設開設・運営マニュアルを策定するとともに、施設の所在地や避難経路、利用対象者の範囲など情報の周知徹底を図ります。	福祉避難所施設開設・運営マニュアル案は策定できていたものの、平成28年4月に内閣府から「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が示されたため、このガイドラインを参考にマニュアルを策定するよう方針を決めたことから、実施期間を平成30年度に延長し、実施することとした。
担当	長寿介護課・社会福祉課							
実施期間	平成25年度～平成30年度	見直し区分	継続					
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑥	避難所の法指定と機能強化						<p>救援活動を円滑かつ迅速に実施するため、一定数の避難者を収容できる避難所を新たに確保し、災害対策基本法に基づく指定作業を行います。</p> <p>また、災害時における避難所生活において、一定以上の生活環境を確保するために必要な機材や設備等について検討を進めます。</p>	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課							
実施期間	平成27年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	A			
⑦	避難路・避難場所の見直しと整備						再掲（1－（7）－②）・12ページに掲載	

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る							
項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(2) 被災者等を避難誘導する							
①	避難情報の発令・伝達体制の整備						<p>災害時において市民の安全を確保するための避難情報を適切に発令・伝達するために、「鳴門市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しや避難勧告等の適切な発令・伝達について検討を行います。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成25年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	ため池ハザードマップの作成と配布						再掲（1－（1）－①）・3ページに掲載
③	避難場所・避難経路等の周知徹底						<p>災害時に迷うことなく迅速に避難行動ができるように、各地域の避難場所等を示したハザードマップの配布や地域での防災訓練を実施することなどにより、住民等への周知徹底を図ります。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
④	避難所及び緊急避難場所への表示板の設置						再掲（1－（1）－⑥）・4ページに掲載
⑤	避難行動要支援者の避難支援体制の整備						再掲（1－（3）－②）・7ページに掲載
⑥	外国人の避難支援						<p>本市で被災した外国人への被災時の対応について、通訳者の登録、大使館等の公的機関の連絡先などをまとめたマニュアルの見直しを適宜行い、円滑な避難支援が行えるようにします。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課・予防課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る								
項目No.		取り組み事項名					平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.								
⑦	警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備					<p>避難勧告・避難指示（緊急）発令時に、安全で迅速かつ円滑に避難を行うためには、組織間の連携、役割分担調整等が重要であることから、関係機関と事前調整等を行うとともに、総合防災訓練等を通じて避難誘導體制を整備します。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>	
担当	危機管理課・予防課							
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし					
重要	B	緊急	B	時期	B			
⑧	率先避難者の育成					<p>東日本大震災において、多くの消防団員が住民の避難誘導中に津波の犠牲となった教訓を踏まえ、「鳴門市消防団震災対応マニュアル」等を活用し、地域の消防団や自主防災会等と連携して率先避難訓練を実施するなど率先避難に関する認識を深めるとともに、地域における率先避難者の育成を推進します。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>	
担当	消防総務課							
実施期間	平成25年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	A			
⑨	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備					再掲（1-（7）-①）・12ページに掲載		
⑩	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					再掲（2-（2）-①）・20ページに掲載		
⑪	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲（2-（2）-④）・20ページに掲載		
⑫	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用					再掲（2-（2）-⑤）・20ページに掲載		
⑬	携帯電話緊急速報メールの活用					再掲（2-（2）-⑦）・21ページに掲載		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る

項目No.		事項No.		取り組み事項名		平成29年度以降の取り組み内容（計画）		前年度の取り組み内容との変更点等							
(3) 被災者を救助・収容する															
①	防災資機材の整備					再掲（1-（3）-④）・7ページに掲載									
②	警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備					被災時の傷病者の救出・救護作業は、警察・消防・消防団・医師会・自主防災会などと連携して行うことから、総合防災訓練等を通じて救出救護体制を整備します。					これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。				
担当	危機管理課・予防課														
実施期間	平成23年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし												
重要	B	緊急	B	時期	B										
③	応援体制・協力関係の構築					再掲（1-（8）-⑧）・16ページに掲載									
④	国・県・自衛隊等からの支援・協力の確保					国・県・自衛隊等からの支援・協力を迅速・確実に得るために災害救助法適用申請マニュアルや自衛隊派遣要請マニュアルの見直しなどを行うとともに、各種訓練への参加や実施などにより各機関からの支援・協力が円滑に行われるよう取り組みを進めます。					これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。				
担当	危機管理課														
実施期間	平成25年度～ （継続事業）	見直し 区分	変更なし												
重要	B	緊急	B	時期	A										
⑤	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備					再掲（1-（7）-①）・12ページに掲載									
⑥	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲（2-（2）-④）・20ページに掲載									
⑦	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用					再掲（2-（2）-⑤）・20ページに掲載									
⑧	携帯電話緊急速報メールの活用					再掲（2-（2）-⑦）・21ページに掲載									

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る								
項目No.							平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名							
◎	死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定						災害により亡くなった市民等の遺体の搜索と収容、処置と安置、身元確認、埋火葬の検討、遺骨・遺品等の一時保管等について、人員と資機材の確保、関係機関との連携等に関するマニュアルを作成します。	「徳島県警察・医師会・歯科医師会合同災害時遺体対応訓練」を視察し、マニュアル策定作業を進めていたが、平成29年度中を目途に徳島県が「遺体対応マニュアル」を策定するとの方針を公表したため、県のマニュアルを踏まえ本市のマニュアルを策定するよう、実施期間を平成30年度に延長し、実施することとした。
担当	危機管理課・市民課・クリーンセンター管理課・社会福祉課							
実施期間	平成23年度～平成30年度	見直し区分	継続					
重要	B	緊急	B	時期	A			

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る								
項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等	
事項No.	取り組み事項名							
(4) 被災者の救急医療を行う								
①	医師会等との連携						<p>被災時に負傷者へ適切な医療行為を行うため、医師会との応援協力協定に基づき協議を行うとともに、市の総合防災訓練等を通じて医師会等と円滑な応援協力が得られるように連携を図ります。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	健康増進課							
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし					
重要	A	緊急	A	時期	B			
②	負傷者等の救急医療体制の整備						<p>災害時の医療救護活動について定めた「鳴門市災害時医療救護活動マニュアル」の確認や見直しを行うなど、負傷者等の救急医療体制の整備を図ります。 また、医師会、薬剤師会、歯科医師会と協働でトリアージ等に関する研修会の開催を継続して実施します。</p>	<p>これからもマニュアルの確認や見直し、研修会の実施を継続的に実施するよう、取り組み内容を変更することとした。 また、実施期間を「平成23年度～(継続事業)」とした。</p>
担当	健康増進課							
実施期間	平成23年度～ (継続事業)	進捗 状況	修正					
重要	B	緊急	B	時期	B			
③	災害時医薬品等の調達体制の整備						<p>災害時には、多量の医薬品と医療資機材等が必要となり、医薬品を計画的に確保できる体制を整備します。 また、災害時における薬務コーディネーターの役割を活用できるよう、継続して薬剤師会と連携を図ります。</p>	<p>医師会・薬剤師会との連携強化は図られているものの、医薬品等の調達体制の整備には至っていないことから、平成30年度の体制整備の完了を目指し、事業を進めることとした。</p>
担当	健康増進課							
実施期間	平成23年度～ 平成30年度	見直し 区分	継続					
重要	B	緊急	A	時期	B			
④	妊産婦・乳児救護所の整備						<p>要配慮者である妊産婦や乳児の医療救護活動を行う「妊産婦・乳児救護所」の開設・運営に関して徳島県鳴門病院と協議を行い、体制整備を図ります。 また、「妊産婦・乳児救護所」の開設・運営に必要な備品等の整備について検討します。</p>	<p>「妊産婦・乳児救護所」の開設・運営に関して体制整備を図るとともに、必要な備品等の整備について検討を行うため、新たに実施することとした。</p>
担当	健康増進課							
実施期間	平成29年度～ 平成30年度	見直し 区分	新規					
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑤	応援体制・協力関係の構築						再掲（1－（8）－⑧）・16ページに掲載	

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る

項目No.		事項No.		取り組み事項名		平成29年度以降の取り組み内容（計画）		前年度の取り組み内容との変更点等		
(5) 緊急輸送体制を確保する										
①	道路橋梁耐震化等の推進					再掲（1-（7）-⑦）・13ページに掲載				
②	道路啓開体制の整備					<p>南海トラフ地震等の大規模災害時に救助・救援・救出活動を迅速かつ効率的に行うため、道路上のガレキ処理等を行い道路の通行を確保する「徳島県道路啓開計画」を踏まえ、災害時に負傷者や支援物資の円滑な搬送などを実施できるよう、本市の道路啓開体制を図ります。</p> <p>平成29年3月に「徳島県道路啓開計画」が策定されたことを受け、「災害時搬送車両の輸送路の整備」事業を「道路啓開体制の整備」に見直し、実施することとした。</p>				
担当	土木課・危機管理課									
実施期間	平成25年度～（継続事業）	見直し区分	修正							
重要	A	緊急	A	時期	A					
③	災害時における広域連携体制の構築					再掲（1-（6）-①）・11ページに掲載				
④	避難所等への物資輸送体制の整備					<p>市が指定した地域内輸送拠点に搬送される国や他の自治体からの支援物資や公的備蓄をしている物資を円滑に避難所等へ輸送するため、物資の輸送に関する災害時応援協定の締結や地域住民への公的備蓄の保管場所の周知など、民間物流事業者や自主防災会と連携し、避難所等への物資輸送体制の整備に努めます。</p> <p>「平成28年熊本地震」においても、避難所等へ円滑に物資が行き渡らなかったことを教訓として、避難所等への物資輸送体制の整備について、新たに実施することとした。</p>				
担当	危機管理課									
実施期間	平成29年度～（継続事業）	見直し区分	新規							
重要	A	緊急	A	時期	A					

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する							
項目No.						平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(1) 避難所を運営・管理する							
①	地域住民が主体となった避難所運営体制の整備				再掲（3-（1）-①）・23ページに掲載		
②	学校の避難所運営体制の整備				再掲（3-（1）-②）・23ページに掲載		
③	福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定				再掲（3-（1）-⑤）・24ページに掲載		
④	災害時用トイレの整備				<p>「平成28年熊本地震」においても、多くの避難所のトイレが劣悪な衛生状態となり健康被害等を引き起こしたことから、「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき、災害時用トイレの整備等を実施するよう、取り組み内容を変更することとした。</p>		
担当	危機管理課						
実施期間	平成27年度～平成30年度	見直し区分	修正				<p>発災直後から不足なくトイレを使用するとともに、災害時でも安全・清潔・快適なトイレ環境を確保するため、「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき、簡易トイレや携帯トイレ、仮設トイレ等の災害時用トイレの整備を行います。</p>
重要	A	緊急	A	時期			A
⑤	災害ボランティアセンターの体制整備				再掲（1-（6）-②）・11ページに掲載		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する

項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
(2) ライフライン等を確保する							
①	ライフライン事業者との実践的なパートナーシップの形成					災害時に、電気・ガス・水道などのライフラインの復旧・確保を円滑に行うため、平常時から活動への支援等について協議を行うとともに、市総合防災訓練等を通じて実践的な訓練を行い、強固な連携体制を構築します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・水道事業課						
実施期間	平成27年度～ (継続事業)	見直し 区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	応急給水体制の強化					水道の断水等により、生活及び衛生管理に必要な飲料水等の確保が困難となる事態に備え、応急給水用資機材の整備、拠点取水場所での応急給水訓練の実施、応急給水マニュアルの見直し等を実施することにより、応急給水体制の強化を図ります。	平成28年度に応急給水マニュアルを作成したことから、平成29年度より発展的に事業を推進するため、「応急給水体制の強化」として、応急給水用資機材の整備、応急給水訓練の実施、マニュアルの見直し等を新たに実施することとした。
担当	水道事業課						
実施期間	平成23年度～ 平成30年度	見直し 区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	食糧応急供給体制の強化					大規模災害時には、国から被災地の要望を待たずして物資を調達・搬送するプッシュ型の物資支援が行われることから、そうした物資支援を想定した食糧応急供給マニュアルの見直しを行います。 また、食糧供給業者との災害時応援協定の締結など、食糧応急供給体制の強化を図ります。	大規模災害時のプッシュ型支援を想定した食糧応急供給マニュアルの見直しや、食糧供給業者との災害時応援協定の締結などを実施するよう、取り組み内容を変更することとした。
担当	商工政策課・観光振興課						
実施期間	平成27年度～ (継続事業)	見直し 区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A		
④	炊出実施体制の強化					炊出設備を備えた鳴門市学校給食センターの完成を踏まえ、炊出マニュアルの見直しや、鳴門市学校給食センターの設備を利用した炊出訓練を実施します。 また、炊出の実施に関する災害時応援協定の締結など、炊出実施体制の強化を図ります。	炊出実施体制の強化のため、平成29年7月に炊出設備を備えた鳴門市学校給食センターが完成したことを踏まえ、炊出マニュアルの見直しや炊出訓練の実施などを実施するよう、取り組み内容を変更することとした。
担当	商工政策課・観光振興課・ 鳴門市学校給食センター						
実施期間	平成27年度～ (継続事業)	見直し 区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する

項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑤	生活必需品供給体制の強化					災害時に、被災者が日常生活を行うため必要となる衣類や衛生用品の生活必需品を供給するため、物資の備蓄や生活必需品供給業者との災害時応援協定の締結を行います。 また、備蓄した生活必需品を被災者に円滑に供給できるよう、「生活必需品確保マニュアル」の見直しを適宜行うなど、体制強化に努めます。	「生活必需品確保マニュアル」の作成や「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」にある毛布やトイレトーパー等の目標数量の備蓄を達成したため、「生活必需品供給体制の強化」として、今後は備蓄方針に掲げる品目以外の生活必需品の備蓄、業者との協定締結、マニュアルの見直し等を行うよう、取り組み内容を変更することとした。
担当	危機管理課・市民協働推進課・社会福祉課						
実施期間	平成27年度～平成30年度	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A		
⑥	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備					再掲（1-（7）-①）・12ページに掲載	
⑦	防災備蓄の推進					再掲（1-（9）-①）・18ページに掲載	
⑧	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					再掲（2-（2）-①）・20ページに掲載	
⑨	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲（2-（2）-④）・20ページに掲載	
⑩	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用					再掲（2-（2）-⑤）・20ページに掲載	
⑪	地方放送局との連携					再掲（2-（2）-⑪）・22ページに掲載	

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する

項目No.		平成29年度以降の取り組み内容（計画）					前年度の取り組み内容との変更点等			
事項No.	取り組み事項名									
(3) 生活環境を整備する										
①	被害調査マニュアルの策定	災害内容別に、調査の時期や手法、項目のほか、被災者への情報伝達や支援内容、支給品の配布などについての説明が適切に行えるように、被害調査に関する内容を定めたマニュアルを策定し、被災内容に基づき適切で迅速な支援を行えるように努めます。					マニュアルの策定作業を進めているものの、策定まで至っていないことから、実施期間を平成30年度に延長し、実施することとした。			
担当	市災害対策本部市民生活班支部担当									
実施期間	平成23年度～平成30年度							見直し区分	継続	
重要	A							緊急	A	時期
②	住家被害認定調査職員の養成	罹災証明書発行のために実施する「住家被害認定調査」を行える人材を養成するため創設された、徳島県の「住家被害認定調査員制度」を活用し、住家被害認定調査職員の養成を行います。					「平成28年熊本地震」においても、被災市町村の行政機能低下・避難所運営支援業務に職員が対応を追われた結果により、住家被害認定調査が円滑に進まず、被災者への生活再建の遅れが課題となったことから、この教訓を生かし、住家被害認定調査についての調査員を養成するため、住家被害認定調査職員の養成を新たに実施することとした。			
担当	危機管理課・税務課・まちづくり課									
実施期間	平成29年度～平成32年度							見直し区分	新規	
重要	B							緊急	A	時期
③	防疫体制の整備	被災地・避難所における衛生状態の悪化により、病虫害の発生、疾病や感染症などが発生するため、市災害対策本部各班が連携して、季節・内容に応じた消毒等の対象の選定、医薬品の確保等に係るフロー図的な防疫マニュアル等を策定し、効果的な防疫体制を整備します。					現在、マニュアル策定作業を進めているものの策定まで至っていないことから、実施期間を平成30年度に延長し、実施することとした。			
担当	市民協働推進課・環境政策課・クリーンセンター廃棄物対策課・健康増進課									
実施期間	平成23年度～平成30年度							見直し区分	継続	
重要	B							緊急	B	時期
④	衛生・防疫用資機材等の確保	衛生状態の向上及び防疫対策を行うため、国や県で行われている被害想定結果を受け、必要となる薬剤及び資機材の数量の算出と備蓄、適宜点検等を実施するとともに、緊急時の調達先の検討など、資機材等の確保を円滑に図るための仕組みを構築します。					現在、資機材等の確保に向けて事業を進めていることから、実施期間を平成30年度に延長し、実施することとした。			
担当	環境政策課・クリーンセンター廃棄物対策課									
実施期間	平成23年度～平成30年度							見直し区分	継続	
重要	B							緊急	B	時期

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する						
項目No.		平成29年度以降の取り組み内容（計画）				前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名					
(4) 生活再建を支援する						
①	生活相談の実施体制の整備					
担当	市民協働推進課ほか関係各課					
実施期間	平成23年度～平成30年度	見直し区分	継続			
重要	B	緊急	B	時期	A	
<p>災害時には、多数の被災者が生活基盤の喪失等により生活に困窮するため、被災者の生活支援に向けた各種制度の案内と相談を行うための被災者生活相談マニュアルを策定するなど、迅速で的確な総合的な生活相談が行えるようにします。</p>						
<p>平成28年度より、徳島弁護士会と「大規模災害時における相談業務の支援に関する協定」の締結に向けて協議を進めており、また、マニュアル策定作業を進めているものの策定まで至っていないことから、実施期間を平成30年度に延長し、実施することとした。</p>						
②	被災者支援システムの運用					
担当	危機管理課・市民課・情報化推進室					
実施期間	平成25年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	B	時期	A	
<p>り災証明発行をはじめ様々な情報支援に活用できる被災者支援システムについて、研修会や訓練を実施するなどして災害発生時にシステムの円滑な運用が行えるようにします。</p>						
<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>						
③	仮設住宅の円滑な提供のための体制整備					
担当	まちづくり課・危機管理課					
実施期間	平成23年度～平成30年度	見直し区分	修正			
重要	B	緊急	B	時期	B	
<p>仮設住宅は、災害により住居を喪失した市民等のため、災害後20日以内に市が用地を選定し、県が建設することから、仮設住宅候補地の選定とリスト化のほか、候補地における仮設住宅の配置案の作成を行います。 また作成したリストについては定期的に見直しを行うなど、早期に仮設住宅の提供ができるよう体制整備に努めます。</p>						
<p>これまでマニュアルの策定作業を進めてきたが、県が策定している「徳島県応急仮設住宅供給マニュアル」を準用することで仮設住宅の供給について十分な対応をとることができることから、仮設住宅候補地のリスト化などの体制整備を実施するよう、取り組み内容を変更することとした。また、担当課に危機管理課を追加するとともに、実施期間を平成30年度までとした。</p>						

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する

項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）	前年度の取り組み内容との変更点等
事項No.							
④	災害ボランティアセンターの体制整備					再掲（1－（6）－②）・11ページに掲載	
⑤	税・料の減免制度の周知					被災した市民等に対しては、市税・国民健康保険料・介護保険料の減免制度があり、同様に国や県が賦課する税・料についても減免制度があることから、国や県の資料の活用や関係部局が連携した資料を作成し、税・料の減免制度の周知を行います。	税・料の減免制度について、担当課ごとに広報用資料を作成できているものの、関係部局が連携した広報用資料の作成に至っていないため、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・税務課・保険課・長寿介護課・水道事業課・下水道課・クリーンセンター廃棄物対策課						
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成29年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する									
項目No.		取り組み事項名				平成29年度以降の取り組み内容（計画）		前年度の取り組み内容との変更点等	
事項No.									
(5) 教育環境等を整備する									
①	学校施設等応急対策の整備					<p>学校等が被災時は、応急危険度判定を迅速に行い、施設として機能を維持しているかの判断と、機能を失っていると判断された際は代替施設の検討も必要となるため、既に策定しているマニュアルの確認や見直しを継続的に実施するなど、学校施設等応急対策の整備を図ります。</p>		<p>これからもマニュアルの確認や見直しなどの体制整備を継続的に実施するよう、取り組み内容を変更することとした。 また、実施期間を「平成23年度～（継続事業）」とした。</p>	
担当	教育総務課・子どもいきいき課								
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	修正						
重要	B	緊急	B	時期	A				
②	応急的教育等実施体制の整備					<p>災害時に、被災の状況に応じ被災地域で学校教育等を行うために必要となる、教職員の確保、設備や教材、学用品等の調達、また、既に策定しているマニュアルの確認や見直しを継続的に実施するなど、早期に教育等を再開するための応急的教育等実施体制を整備します。</p>		<p>これからもマニュアルの確認や見直しなどの体制整備を継続的に実施するよう、取り組み内容を変更することとした。 また、実施期間を「平成23年度～（継続事業）」とした。</p>	
担当	学校教育課・子どもいきいき課								
実施期間	平成23年度～（継続事業）	見直し区分	修正						
重要	B	緊急	B	時期	A				

○取り組み内容 所属別一覧

所属	重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
施設保有部署	1	(7)	⑤ 避難所耐震化等の推進	13P
	1	(7)	⑨ 市有施設耐震化等の推進	14P
関係部署	4	(4)	① 生活相談の実施体制の整備	35P
企画総務部 (市災害対策本部企画総務班)				
総務課	1	(7)	⑩ 本庁舎の整備	14P
	1	(8)	⑥ 行政情報の災害対策の推進	16P
契約検査室				
人事課	1	(8)	② 市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底	15P
	1	(8)	⑪ 災害時における再任用職員の活用	17P
税務課	4	(3)	② 住家被害認定調査職員の養成	34P
	4	(4)	⑤ 税・料の減免制度の周知	36P
秘書広報課	1	(1)	② 広報なると・テレビ広報等による啓発	3P
	2	(2)	① 災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	20P
	2	(2)	④ 市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用	20P
情報化推進室	1	(8)	⑥ 行政情報の災害対策の推進	16P
	1	(8)	⑦ ダウンリカバリーサーバ構築事業	16P
	2	(2)	① 災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	20P
	4	(4)	② 被災者支援システムの運用	35P
戦略企画課				
財政課				
危機管理局				
危機管理課	1	(1)	① ため池ハザードマップの作成と配布	3P
	1	(1)	② 広報なると・テレビ広報等による啓発	3P
	1	(1)	③ 防災訓練の実施	3P
	1	(1)	④ 出前市長室・出前講座・地域出前防災教室の開催	3P
	1	(1)	⑤ 中央構造線・活断層地震に係る被害想定等の啓発	4P
	1	(1)	⑥ 避難所及び緊急避難場所への表示板の設置	4P
	1	(2)	② 家具転倒防止器具の設置促進	5P
	1	(2)	③ 災害時備蓄食糧等の備蓄啓発	5P
	1	(2)	⑤ 災害時のペット対策に関する啓発	6P
	1	(2)	⑥ 車中泊避難者への啓発	6P
	1	(3)	① 自主防災会の活動活性化の促進	7P
	1	(3)	② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	7P
	1	(3)	④ 防災資機材の整備	7P

○取り組み内容 所属別一覧

所属		重点項目	分野別項目	取り組み事項		掲載ページ
危	機	1	(4)	⑥	自主防災会等との連携	9P
		1	(5)	①	防災意識の啓発	10P
		1	(5)	②	自主防災会等との連携啓発	10P
		1	(5)	③	帰宅困難者への対応啓発	10P
		1	(6)	①	災害時における広域連携体制の構築	11P
		1	(7)	①	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備	12P
		1	(7)	②	避難路・避難場所の見直しと整備	12P
		1	(7)	③	津波避難ビルの確保	12P
		1	(8)	①	市災害対策本部支部長等の危機管理意識の醸成	15P
		1	(8)	②	市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底	15P
		1	(8)	③	初動体制等の強化	15P
		1	(8)	④	円滑な支部の設置・運営の確保	15P
		1	(8)	⑤	市職員・市消防職員の安全確保に関する行動指針の策定	16P
		1	(8)	⑧	応援体制・協力関係の構築	16P
		1	(8)	⑨	受援計画の策定	17P
		1	(8)	⑩	各事態への対応マニュアルの整備と周知徹底	17P
		1	(8)	⑪	災害時における再任用職員の活用	17P
		1	(9)	①	防災備蓄の推進	18P
		2	(1)	①	市災害対策本部内の情報処理体制の整備	19P
		2	(1)	③	気象庁からの災害情報の活用	19P
		2	(2)	①	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	20P
		2	(2)	③	防災行政無線メール等の登録促進と活用	20P
		2	(2)	④	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用	20P
		2	(2)	⑤	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用	20P
		2	(2)	⑥	「鳴門市しらせ隊」の登録促進と活用	21P
		2	(2)	⑦	携帯電話緊急速報メールの活用	21P
		2	(2)	⑧	「すだちくんメール」の登録促進と活用	21P
		2	(2)	⑩	庁内放送の活用	22P
		2	(2)	⑪	地方放送局との連携	22P
		3	(1)	①	地域住民が主体となった避難所運営体制の整備	23P
		3	(1)	②	学校の避難所運営体制の整備	23P
		3	(1)	⑥	避難所の法指定と機能強化	24P
		3	(2)	①	避難情報の発令・伝達体制の整備	25P

○取り組み内容 所属別一覧

所属		重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
危機管理課		3	(2)	③ 避難場所・避難経路等の周知徹底	25P
		3	(2)	⑥ 外国人の避難支援	25P
		3	(2)	⑦ 警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備	26P
		3	(3)	② 警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備	27P
		3	(3)	④ 国・県・自衛隊等からの支援・協力の確保	27P
		3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	28P
		3	(5)	② 道路啓開体制の整備	30P
		3	(5)	④ 避難所等への物資輸送体制の整備	30P
		4	(1)	④ 災害時用トイレの整備	31P
		4	(2)	① ライフライン事業者との実践的なパートナーシップの形成	32P
		4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の強化	33P
		4	(3)	② 住家被害認定調査職員の養成	34P
		4	(4)	② 被災者支援システムの運用	35P
		4	(4)	③ 仮設住宅の円滑な提供のための体制整備	35P
		4	(4)	⑤ 税・料の減免制度の周知	36P
市民環境部 (市災害対策本部市民生活班)		4	(3)	① 被害調査マニュアルの策定 (支部班)	34P
市民協働推進課		1	(1)	④ 出前市長室・出前講座・地域出前防災教室の開催	3P
		1	(6)	② 災害ボランティアセンターの体制整備	11P
		4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の強化	33P
		4	(3)	③ 防疫体制の整備	34P
		4	(4)	① 生活相談の実施体制の整備	35P
市民課		3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	28P
		4	(4)	② 被災者支援システムの運用	35P
文化交流推進課					
「第九」ブランド化推進室					
ドイ ツ 館					
環境局 (市災害対策本部 環境衛生班)					
環境政策課		1	(2)	⑤ 災害時のペット対策に関する啓発	6P
		4	(3)	③ 防疫体制の整備	34P
		4	(3)	④ 衛生・防疫用資機材等の確保	34P
クリセ管理課		3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	28P
クリセ廃棄物対策課		4	(3)	③ 防疫体制の整備	34P
		4	(3)	④ 衛生・防疫用資機材等の確保	34P
		4	(4)	⑤ 税・料の減免制度の周知	36P

○取り組み内容 所属別一覧

所属	重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
健康福祉部 (市災害対策本部健康福祉班)				
保険課	4	(4)	⑤ 税・料の減免制度の周知	36P
健康増進課	1	(2)	⑥ 車中泊避難者への啓発	6P
	1	(3)	② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	7P
	3	(4)	① 医師会等との連携	29P
	3	(4)	② 負傷者等の救急医療体制の整備	29P
	3	(4)	③ 災害時医薬品等の調達体制の整備	29P
	3	(4)	④ 妊産婦・乳児救護所の整備	29P
	4	(3)	③ 防疫体制の整備	34P
長寿介護課	1	(3)	② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	7P
	1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	10P
	3	(1)	④ 福祉避難所施設の設置	23P
	3	(1)	⑤ 福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定	24P
	4	(4)	⑤ 税・料の減免制度の周知	36P
人権推進課				
人権福祉センター				
川崎会館				
福祉事務所				
社会福祉課	1	(3)	② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	7P
	1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	10P
	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	10P
	1	(6)	② 災害ボランティアセンターの体制整備	11P
	1	(7)	① 防災行政無線戸別受信機の普及及び配備	12P
	3	(1)	④ 福祉避難所施設の設置	23P
	3	(1)	⑤ 福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定	24P
	3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	28P
	4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の強化	33P
	子どもいきいき課	1	(4)	① 学校等の危機管理体制の整備
1		(4)	② 学校等での避難訓練の実施	8P
1		(4)	③ 防災教育の実施	8P
1		(4)	④ 学校施設等の耐震化等推進	8P

○取り組み内容 所属別一覧

所属		重点項目	分野別項目	取り組み事項		掲載ページ
	子どもいきいき課	1	(4)	⑤	保護者との連絡体制の整備	9P
		1	(4)	⑥	自主防災会等との連携	9P
		1	(5)	②	自主防災会等との連携啓発	10P
		1	(5)	③	帰宅困難者への対応啓発	10P
		4	(5)	①	学校施設等応急対策の整備	37P
		4	(5)	②	応急的教育等実施体制の整備	37P
経 済 建 設 部 (市災害対策本部建設班)						
	まちづくり課	1	(2)	①	木造住宅耐震診断・改修支援等の推進	5P
		1	(8)	⑧	応援体制・協力関係の構築	16P
		1	(8)	⑫	空き家対策の推進	17P
		4	(3)	②	住家被害認定調査職員の養成	34P
		4	(4)	③	仮設住宅の円滑な提供のための体制整備	35P
土 木 課	1	(7)	⑦	道路橋梁耐震化等の推進	13P	
	1	(7)	⑪	水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	14P	
	3	(5)	②	道路啓開体制の整備	30P	
下 水 道 課	1	(7)	⑪	水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	14P	
	4	(4)	⑤	税・料の減免制度の周知	36P	
公 園 緑 地 課						
経 済 局 (市災害対策本部経済班)						
	商 工 政 策 課	1	(5)	①	防災意識の啓発	10P
		1	(5)	③	帰宅困難者への対応啓発	10P
		1	(8)	⑧	応援体制・協力関係の構築	16P
		4	(2)	③	食糧応急供給体制の強化	32P
		4	(2)	④	炊出実施体制の強化	32P
観 光 振 興 課	1	(5)	③	帰宅困難者への対応啓発	10P	
	4	(2)	③	食糧応急供給体制の強化	32P	
	4	(2)	④	炊出実施体制の強化	32P	
ヴォルティス支援室						
農 林 水 産 課	1	(1)	①	ため池ハザードマップの作成と配布	3P	
	1	(7)	⑪	水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	14P	
水 産 振 興 室						
公設地方卸売市場						

○取り組み内容 所属別一覧

所属	重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
会 計 課				
消 防 本 部 (市災害対策本部消防班)				
消 防 総 務 課	3	(2)	⑧ 率先避難者の育成	26P
予 防 課	1	(1)	③ 防災訓練の実施	3P
	1	(8)	⑤ 市職員・市消防職員の安全確保に関する行動指針の策定	16P
	3	(2)	⑥ 外国人の避難支援	25P
	3	(2)	⑦ 警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備	26P
	3	(3)	② 警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備	27P
消 防 署	1	(8)	⑤ 市職員・市消防職員の安全確保に関する行動指針の策定	16P
大 麻 分 署				
企 業 局 (市災害対策本部企業班)				
水 道 企 画 課	1	(7)	⑧ 水道施設耐震化の推進	14P
水 道 事 業 課	4	(2)	① ライフライン事業者との実践的なパートナーシップの形成	32P
	4	(2)	② 応急給水体制の強化	32P
	4	(4)	⑤ 税・料の減免制度の周知	36P
浄 水 場				
ボートレース企画課				
ボートレース事業課	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	10P
教 育 委 員 会 (市災害対策本部教育班)				
教 育 総 務 課	1	(4)	④ 学校施設等の耐震化等推進	8P
	4	(5)	① 学校施設等応急対策の整備	37P
	4	(2)	④ 炊出実施体制の強化	32P
鳴門市学校給食センター				
大麻学校給食センター				

○取り組み内容 所属別一覧

所属		重点項目	分野別 項目	取り組み事項		掲載 ページ
学 校 教 育 課		1	(4)	①	学校等の危機管理体制の整備	8P
		1	(4)	②	学校等での避難訓練の実施	8P
		1	(4)	③	防災教育の実施	8P
		1	(4)	⑤	保護者との連絡体制の整備	9P
		1	(4)	⑥	自主防災会等との連携	9P
		3	(1)	②	学校の避難所運営体制の整備	23P
		4	(5)	②	心急的教育等実施体制の整備	37P
教育支援室						
生涯学習人権課	1	(1)	④	出前市長室・出前講座・地域出前防災教室の開催	3P	
体育振興室						
図書館						